

京都市告示第188号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年6月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
松ヶ崎3号線	左京区松ヶ崎六ノ坪町8番地の9地先から	旧	メートル 29.60	メートル 3.93 ~ 6.00
	同町9番地の2地先まで	新	29.60	3.93 ~ 8.12
六原経3号線	東山区遊行前町556番地の2地先内	旧	12.80	3.15 ~ 3.30
		新	12.80	4.00 ~ 4.11
嵯峨緯92号線	右京区嵯峨広沢御所ノ内町11番の1地先内	旧	12.70	3.75 ~ 4.00
		新	12.70	4.00 ~ 4.04
日野緯9号線	伏見区日野西風呂町4番地地先から	旧	78.40	3.50 ~ 4.00
	同町13番地の1地先まで	新	78.40	3.45 ~ 6.02
竹田緯98号線	伏見区竹田田中宮町82番地地先から	旧	25.50	4.00 ~ 8.06
	同町79番地地先まで	新	25.50	4.00 ~ 9.08
竹田緯107号線	伏見区竹田北三ツ杭町41番地の1地先から	旧	27.30	8.03 ~ 10.89
	同町40番地地先まで	新	27.30	8.03 ~ 11.41

淀129号線	伏見区淀生津町160番地の3地先から	旧	29.90	4.40 ~ 6.10
	同町115番地の6地先まで	新	29.90	4.46 ~ 7.49

(建設局土木管理部道路明示課)